

## 不動産登記法 所有権の保存の登記 宅建 H12-14-1 &lt;#594&gt;

【問】 正誤をつけよ。

所有権の登記がされていない建物について、その所有権が自己にあることを確定判決によって証明できる者は、当該建物の所有権保存の登記を申請することができる。

【答え】 正しい

★ <ポイント> 所有権の保存の登記 【★頻出基本】

- 1 所有権の保存の登記は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。
  - 一 表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人
  - 二 所有権を有することが確定判決によって確認された者
  - 三 収用によって所有権を取得した者
  
- 2 区分建物にあつては、表題部所有者から所有権を取得した者も、前項の登記を申請することができる。この場合において、当該建物が敷地権付き区分建物であるときは、当該敷地権の登記名義人の承諾を得なければならない。（不登法 74 条）